



印刷集・独立行政法人國立印刷局

第3638号

官報

平成15年6月30日

- (規則)
- 農業取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境六)
 - 海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(国土交通七八)
- (告示)
- 人事院規則一一八(職員の定年)の一部を改正する人事院規則(人事院一一八一一八)
- (府令)
- 公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七一)
 - 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)
 - 検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)
 - 薬事法施行規則第十一條第一項の試験検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同一一)
 - 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一一三)
 - 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(農林水産六五)
 - 持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令(同六六)
 - 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(同六七)
- (府令・省令)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)
 - 本府監理証券会社及び本府監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)
 - 公證人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務三四一)
 - 除籍が滅失した件(同三四一)
 - 除籍の一部が滅失した件(同三四三、三四四)
 - 原簿が滅失した件(同三四五)
 - 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従つて行われるドイツ連邦共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇四)
- (告示)
- 災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件(内閣府一二三)
 - 本府監理証券会社及び本府監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)
 - 公證人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務三四一)
 - 除籍が滅失した件(同三四一)
 - 除籍の一部が滅失した件(同三四三、三四四)
 - 原簿が滅失した件(同三四五)
 - 平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同四九六)
 - 未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件(国税厅四)
 - 雇用・能力開発機構労働者財産形成業務方法書の一部を改正する件(厚生労働二三九)
 - 化粧品基準の一部を改正する件(同二四〇)
 - 特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続の一部を改正する件(同二四一)
 - 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件(同二四二)
 - 平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九一)
- (規則)
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従つて行われるドイツ連邦共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本政府とドイツ連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇四)
- (規則)
- 農業災害補償法第十三条第一項の組合等がその行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合運営事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件等の一部を改正する件(農林水産九六一)
 - 国有林野事業特別会計法施行令第六条の二第三項の規定に基づく農林水産大臣の指定する施設の一部を改正する件(同九六二)
 - 食糧庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件を廃止する件(食糧庁一)
 - 商品取引所法第十条第三項の開設期限が経過したので同法第百四十七条の二第二号の規定に基づき及び同法第二十条第一項の規定に基づき大阪商品取引所の定期変更の認可を行つた件(経済産業二四四)
 - 工業標準化法第二十一条の二第一項の指定検査機関の名称等の一部を改正する件(同二四五)
 - 平成十四年経済産業省告示第三百五十号の一部を改正する件(同二四六)
 - 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づくファイルへの記録の方法を定める件を廃止する件(特許庁三)
 - 高速自動車国道に関する件(国土交通九九一)
 - 平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九一)

(以下次のページへ続く)

組織文化の技術志向食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物

品目又は品目	名 称	申 請 者
じゅかいも	ニューーリーフY・シャガイモSEM-T15-02系統	日本モンサンント株式会社
てんきい	ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統	日本モンサンント株式会社
とうもろこし	輪穂目葉斑抵抗性トウモロコシMON803系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	日本モンサンント株式会社
とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トウモロコシGA21系 紙とMON810を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603 系統とMON810を掛け合わせた品種	日本モンサンント株式会社
とうもろこし	T25とMON810を掛け合わせた品種	デュポン株式会社
わた	ラウンドアップ・レディー・ワタ1405系統とイン ガード・ワタ531系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
わた	輪穂目葉斑抵抗性ワタ15085系統とラウンドアップ・レディー・ワタ1405系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
キモシン	カイマックス	株式会社野澤組
リバーゼ	NOVOZYME677	ノボザイムズジャパン株 式会社

○農林水産省告示第百六十一号
農業災害補償法（昭和二十一年法律第二百八十五号）の規定に基つき、昭和三十三年四月三十日農林省告示第ニ田七号（農業災害補償法第十三条第一項の組合等がその行う農作物共済により支払るべき共済金及び農業共済組合会がその行う農作物共済に係る保険事業により支払つべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件）等の一部を次のように改正し、平成十五年七月一日から施行する。

農林水産大臣 鶴井 善之
第一 次に掲げる告示の規定中「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計・情報センター、北海道統計・情報センター、北海道統計・情報センター、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。

昭和三十三年四月三十日農林省告示第314号
農作物共済基準収穫量設定準則（昭和三十二年四月十八日農林省告示第四百五号）
二 昭和四十八年十一月十七日農林省告示第一千百七十三号（農業災害補償法第十二条第一項の組合等がその行う果樹共済により支払べき共済金及び農業共済組合連合会がその行う果樹共済に係る保険事業により支払べき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件）
四 昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十七号（農業災害補償法第十二条第一項の組合等がその行う畑作物共済により支払べき共済金及び農業共済組合連合会がその行う畑作物共済に係る保険事業により支払るべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件）
五 収穫共済の標準収穫量及び収穫共済の共済額の設定に関する準則（昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十一号）

〔国有林野事業特別会計法施行令（昭和二十二年政令第二百九十三号）第六条の二第三項の規定に基づき、平成十年十月十九日農林水産省告示第650号（国有林野事業特別会計法施行令第一条の二第二項の規定に基づく農林水産大臣の指定する施設）の一語を次のように改正す。〕

平成十五年六月三十一日

第四部を次のように改める。

第四号の次に次の二項を加える。

五 庄内森林管理署
六 下越森林管理署村上支署

○食糧庁告示第一号
平成十三年三月十六日食糧庁告示第一号（「行政文書の開示による権限又は掌管する事務を委任する性」）は、平成十五年六月三十日限りを以て廃止する。

平成十五年六月三十一日

引所法第十条第三項の開設期限が経過したため、及び同法第二十条第一項の規定に基づき、同市場の開設期限を除く旨の定款変更の認可を行つたため。

○ 経済産業省告示第二百四十五号
工業標準化法(昭和二十四年法律第二百八十九号)
第六十八条第一号の規定に基づき、工業標準化法第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項(同法第二十五条第三項において準用する場合を含む)の指定検査機関の名称等(平成十年通商産業省告示第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

平成十五年六月三十日

經濟産業大臣 平沼赳太
別表財团法人日本塗料検査協会の項中「屋根用塗膜防水材」を「建築用塗膜防水材」に、「インキ」を「顔料」に、「大韓民国、台湾、インドネシア共和国、マレーシア、シンガポール共和国、フィリピン共和国」を「大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾」に「平成十年六月十九日」を「平成十五年六月十九日」に改める。

六 特定収穫共済の共済目的の種類に係る基準 生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則 (昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示) ○食糧局告示第一号 平成十三年三月十六日食糧局告示第一号(食糧局の行政文書の整理に関する定めを記載した通達文書の目次による) 二〇一

第三百四十四回
特定相手物共済の共済田的の細腰による想
第三百四十五回
甲子十四日辰巳、廃止する。
平成十五年六月三十日

八 特定農作物共済の共済的の種類による基
所法(昭和二十五年法律第三百三十九号) 第十条

準生産金額及び利潤率収益額の設定に関する準則(平成十二年三月三十一日農林水産省告示第百四十一号)によれば、

準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示五百五十五号）の一部を次のように改正する。
平成十五年六月三十日
経済産業大臣 平沼赳氏

第八項中「地方農政局統計情報事務所」、地方農政局統計情報部「北海道統計情報事務所又は」商品市場を開設する者、大阪商品取引所

一	商品市場を開拓する地 方府県
二	大阪府大坂市
三	上島商品

セントラル、北海道統計・情報事務所、東北統計局、東海統計局、中部統計局、四国統計局、九州統計局、「公私連携による新たな開拓」に改められた郵政

○ 岐阜水産省告示第九百六十二号
國有林野事業特別会計法施行令（昭和二十二年
大蔵省品引所のゴム市場について　商品取引所法第十条第三項の開設期限が経過したた

政令第二百九十三号第六条の二第三項の規定に基づき、
平成十年十月十九日農林水産省告示第千三百四十一号
により、及び同法第二十条第一項の規定に基づき、
同市場の開設期限を除く旨の定款変更の認可を

○経済産業省告示第二百四十五号
第六百五十号(国有林野事業特別会計法施行令第六
条の二第三項の規定に基づく農林水産大臣の指定
を行つたため。

第一款 動機導化法(昭和二十四年法律第百六十二号)第六十一条第一項の規定に基いて、工業標準導化法(昭和十五年法律第百五十九号)第六十一条第一項の規定に基いて、

農林水産大臣 第四郎は次のように答へる。

四 國際森林管理規範
第四項の次に次の1項を加える。
成十年通商産業省告示(第四百七十九號)の一編を
次のように改正する。

平成十五年六月三十日
経済産業大臣 平沼赳氏

別表財團法人日本塗料検査協会の項中「屋根用
塗膜防水材」を「建築用塗膜防水材」に「インキ」
を「顔料」に、「大蔵民國」台湾、イノベネンアモ

（行政文書の開示による権限又は事務を委託する件）は、平成十五年六月三十日限り、
和國、マレーシア、シンガポール共和国、フィリ
ピン共和国を「大韓民国」マレーシア、フィリ

廢止する。
平成十五年六月三十日
byn共和国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾に、「平成十年六月十九日」を「平成十五年六

四

日 次

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

<抜粹>

[目 次]

- 組替えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(同)(〇)(一)

○厚生労働省告示第1145号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物について、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年十一月厚生省告示第1145号)第1A第三款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年五月厚生省告示第1145号)第11条第1項の規定により公表する。

平成十五年五月六日

厚生労働大臣 坂口 力

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種	名 称	申 請 者
じゃがいも	ニューリーフザ・ジャガイモRBMT15-101系統	日本モンサント株式会社
じゃがいも	ニューリーフザ・ジャガイモSEM15-15系統	日本モンサント株式会社
てんさい	ラウンドアップ・レディー・テンサイ77系統	日本モンサント株式会社

(注) 目次の標題中、「組替え」は「組換え」に修正されます。

- 右
次
- [府令]
- 農業取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境六)
- 海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(国土交通七八)
- [告示]
- 公正取引委員会事務總局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七一)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水產七)
- 〔省令〕
- 検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)
- 葉菜法施行規則第十一條第一項の試験検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同一一二)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一一二)
- 検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)
- 除籍が滅失した件(同三四四)
- 除籍の一部が滅失した件(同三四四)
- 原戸籍が滅失した件(同三四五)
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従つて行われるフランス共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇四)
- 持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令(同六六)
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(同六七)
- 農業災害補償法第十三条第一項の組合等がその行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会がその行う農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件等の一部を改正する件(農林水產九六二)
- 国有林野事業特別会計法施行令第六条の二第三項の規定に基づく農林水產大臣の指定する施設の一部を改正する件(同九六二)
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの輸入数量を告示(財務四九四)
- 平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同四九五)
- 平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同四九六)
- 未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件(同四九七)
- 雇用・能力開発機構労働者財産形成業務方法書の一項を改正する件(厚生労働二三九)
- 化粧品基準の一部を改正する件(同二四〇)
- 特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続の一部を改正する件(同二四一)
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件(同二四二)
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た生物及び物の公表を行う件(同二四三)
- 平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九二)

(以下次のページへ続く)

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物					
品種又は品目	名	新	申 請	皆	
じゃがいも	ニューリーフY・ジャガイモSEM-T15-02系統	日本モンサント株式会社			
てんさい	ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統	日本モンサント株式会社			
とうもろこし	耐細目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNIK603系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社			
とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トウモロコシG-A21系統とMON810を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社			
とうもろこし	ラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統とMON810を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社			
とうもろこし	T25とMON810を掛け合わせた品種	デュボンサンタ株式会社			
わだ	鱗翅目害虫抵抗性ワタ1598系統とラウンドアップ・レディー・ワタ1445系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社			
キモシン	カイマックス	ノホザイムズジャパン株式会社			
リバーゼ	NOVOZYME77				
○農林水産省告示第94号(平成十四年四月三十日)					
農業災害補償法(昭和三十二年法律第二十号)の規定に基づいて、昭和三十四年四月三十日農林省告示第94号(同上) (農業災害補償法第十三条第一項の組合等がその行う農作物共済に係る損失金及び農業共済組合運営金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件)等の一部を次のよう改正し、平成十五年七月一日から施行する。					
平成十五年六月三十日					
農林水産大臣 鈴井 義之					
第一次に掲げる告示の規定中「地方農政局統計情報事務所、地方農政局統計情報部、北海道統計情報事務所」を「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。					
一 昭和三十四年四月三十日農林省告示第94号(平成十四年四月三十日)					
1) 農作物共済基盤取扱説明書(昭和三十四年四月十八日農林省告示第94号五叶)					
二 昭和四八年十一月十七日農林省告示第111号(昭和四八年七月十三日) (農業災害補償法第十二条第一項の組合等がその行う農作物共済により支払べき共済金及び農業共済組合運営金がその行う農業共済に係る保険事業により支払べき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件)					
四 昭和四十四年四月三十日農林水産省告示第五百四十七号(農業災害補償法第十二条第一項の組合等がその行う畑作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合運営金がその行う畑作物共済に係る保険事業により支払べき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件)					
五 収穫共済の標準取扱説明及び収穫共済の共済額の設定に関する準則(昭和五十六年四月三十日農林水産省告示第四百四十一号)					

六 特定収穫共済の共済目的の種類に係る基準
生産金額及び基準収穫量の設定に関する基準
(昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示
第四百四十二号)

七 特定畑作物共済の共済目的の種類に係る基
準生産金額及び基準収穫量の設定に関する基
準則(平成六年八月二十三日農林水産省告示第
四百九十三号)

八 特定農作物共済の共済目的の種類に係る基
準生産金額及び基準収穫量の設定に関する基
準則(昭和五十四年三月三十日農林水産省告示
**第五百五十号)の一部を次のように改正する。
第八項中「地方農政局統計情報事務所、地方
農政局統計情報部、北海道統計情報事務所又は
を、「地方農政局統計・情報センター、地方農政
局統計部、北海道統計・情報事務所統計・情報
センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合
事務局統計・情報センター」に改める。**

○**農林水産省告示第九百六十二号**
國有林野事業特別会計法施行令(昭和二十二年
政令第二百九十三号)第六条の二第三項の規定に
基づき、平成十年十月十九日農林水産省告示第子
六百五十号(國有林野事業特別会計法施行令第六
条の二第三項の規定に基づく農林水産大臣の指定
する施設)の一部を次のように改正する。
平成十五年六月三十日

農林水産大臣 龍井 善之

第四号を次のように改める。

四 置鷹森林管理署
第四号の次に次の二号を加える。
五 庄内森林管理署
六 下越森林管理署村上支署

○食糧庁告示第一号
平成十三年三月十六日食糧庁告示第一号(食
糧の保有する行政文書の開示に係る権限又は事
務を委任する性)は、平成十五年六月三十日限り
廃止する。

平成十五年六月三十日

食糧庁長官 石原 葦

○食糧庁告示第一号
平成十三年三月十六日食糧庁告示第一号（食糧
の行政文書の管理に関する定めを記載した書面
及び帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成十五年六
月三十日限り、廃止する。

平成十五年六月三十日

食糧庁長官 石原 茂

○經濟産業省告示第二百四十四号
大阪商品取引所のゴム市場について、商品取引
所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十条
第三項の開設期限が経過したので、同法第二十
七条の二第一項の規定に基づき、及び同法第二十
一条第一項の規定に基づき、大阪商品取引所の定期
変更の認可を行つたので、同法第二百四十七条の二
第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十五年六月三十日

經濟産業大臣 平沼 駿夫

一 商品市場を開設する者
大阪商品取引所

二 商品市場を開設する地
大阪府大阪市

三 上場商品
ゴム（既のの33番、TSR 20）

四 公示することとなつた事由
大阪商品取引所のゴム市場について、商品取
引所法第十条第三項の開設期限が経過したた
め、及び同法第二十条第一項の規定に基づき、
同市場の開設期限を除く旨の定期変更の認可を行つたもの。

○經濟産業省告示第一二四四十五号
工業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）
第六十八条第一号の規定に基づき、工業標準化法
第二十五条の二第三項において準用する第二十一
条の二第一項（同法第二十五条规定の二第三項において準
用する場合を含む）の指定検査機関の名称等（平
成十年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を
次のように改正する。
平成十五年六月三十日

經濟産業大臣 平沼 駿夫

別表財團法人日本塗料検査協会の項中「屋根用
塗膜防水材」を「建築用塗膜防水材」に、「インキ」
を「顔料」に、「大韓民国（台湾、インドネシア、共
和国、マレーシア、シンガポール共和国、フィリ
ピン共和国」を「大韓民国、マレーシア、フィリ
ピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、台
湾」に、「平成十年六月十九日」を「平成十五年六
月十九日」に改める。